

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第1回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開催日時	令和4年10月25日（火）
開催場所	飯塚市役所本庁6階 教育委員会会議室
出席委員	馬奈木委員、吉田委員、平嶋委員、菅野委員
欠席委員	河委員、高倉委員
事務局職員	福田部長、橋本課長、一番ヶ瀬係長、伊藤
会議内容	<p>1. 議事</p> <p>(1) 白旗山メガソーラー他の現況について</p> <p>①アサヒ飯塚メガソーラー</p> <p>○事務局より現況を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の審議会（R4.1.26）において説明した、事業地に隣接する新相田18組防護壁について、令和4年2月1日に工事が開始され、完成していることを報告。 ・その後、林地開発行為が完了し、令和4年9月13日、県による完了検査が実施され、本市の関係課職員も同行したことを報告。 ・完了検査後、令和4年9月27日付けで「林地開発の完了確認通知書」が、県から事業者へ発出され、また、同日、自然環境保全条例に基づく「完了届」が市に提出されたことを報告。 ・9月の市議会本会議において、住民説明会開催の要望があり、市長が「気象変動の影響もある中で、パネルを設置している近辺の方々の不安はますます大きくなっていると拝察をしているので、風や雨に対して安全性がどう担保されているのか等々について、きちんと説明をする場を設けることができるよう、県に要望をしていきたい。」と、答弁された。それを受けて、10月17日付けで、福岡県に対し文書で申し入れを行ったことを報告。 <p>○審議内容、質問事項</p> <p>【委員】</p> <p>10月17日付で飯塚市長名で県知事あてに要望書を出されているということですが、今は県の回答待ちということですか。</p> <p>【事務局】</p> <p>17日付で出し、県の方で受理されたところまで確認しております。その後についてはまだ、県の動きを見ている状況です。</p>

【委員】

もし県が動かないということであれば、市条例の関係でどうなるのかということについては、また問いかけて頂ければ検討したいと思います。

【委員】

計画通りに完成はしていますか。

【事務局】

県の方で当然チェック項目がありますので、その確認は終わっています。

【委員】

工事自体は終わっているが、住人としては不備がすごく目立ちます。その点についてはどう思っていますか。

【事務局】

現在、県の方へ申し入れておりますので、そういった点も踏まえて確認し、違ったところなど気づく点があれば県を通じて事業者申し伝えたいと思います。

【委員】

問題を受けている人が県に声を届けて頂きたいと思います。市にも言って頂ければ、市からも県に伝えますが、許認可権は県が持っています。市が言ってもあまり効果がないと思います。

【委員】

一般市民が直接県に言った方がいいということですか。

【委員】

両方だと思います。行政も言った方がいいと思います。

②野見山産業株式会社

○事務局より現況を説明

・本年8月5日付けで、福岡県が事業者に対し「土砂搬入の中止命令」及び「防災対策工事の措置命令」を発出したことを受けて、市としても8月8日に審議会を書面開催し、委員の皆様からご意見をいただいたのち、8月10日付けで事業者に対し文書を発出したことを報告。

・その後、県から土砂搬入中止命令が出ているにもかかわらず、場内での土砂移動や外部からの土砂搬入が行われており、防災対策工事についても、措置命令の履行期限である9月30日を過ぎても完了していないことを報告。

・沈砂池の管理が不十分なために、雨が降れば排水パイプから大量の土砂が流れ出る状況であり、地元住民から苦情が入っている。これまでも県からは指導を実施しているが、さらなる指導強化について10月7日に飯塚農林事務所長あてに文書を出している。また、この指導強化については、10月12日に、市民環境部長が県庁を訪問し、あらためて口頭で申し入れを行っている。県より、既に警察にも相談されているということを知り及んで

いるが、翌 10 月 13 日には沈砂池の浚渫を実施する等、事業者も対応を図っている状況であることを報告。

・先の本会議の中で、本事業について条例第 14 条の「不適正な事業活動の防止」の観点で指導をするべき、という質問に対し、条例上の不適正な事業活動とは「事業計画の届出が必要であるにもかかわらず届け出ていない事業活動又は届出に明示されていない事業活動」のことであり、条例の目的にもあるように、市民の生活環境に対する不安を招いている現状に鑑み、これに基づいて事業者に対する文書を発出した、と市民環境部長が答弁したことを報告。

○審議内容・質問事項

【委員】

8 月 5 日に停止命令、中止命令が出ている。県の方に改善計画書等を出していますか。

【事務局】

改善計画の図面等も出ているということを確認しています。

【委員】

改善計画書に載っている期限は守られていますか。

【事務局】

8 月 5 日に措置命令が出されていますが、9 月 30 日が履行期限になっており、まだ終わっていない状況です。

【委員】

改善計画書があり、その期限を過ぎてしまっている、これについてどうするのか県に問いかけて頂いて、明確な回答を頂ければありがたい。

【委員】

措置命令が守れない場合、県条例上の罰則はありますか。

【事務局】

あります。

【委員】

住民の方々からすると、代執行の要請、刑事告発を検討できるレベルだと思います。とりあえず、市も頑張ってもらいたいということによろしいですか。

(2) 飯塚市自然環境保全条例について

○事務局より状況を説明

条例第 13 条の協定締結における「調整」について、先の市議会本会議において一般質問があり 2 点確認させて頂きたい。

①市が協定書の「内容」について調整できるのかどうかという点。協定の

締結に向けた協議が開始され、双方の意見の食い違いや相違が出た場合の調整までは事務局としてはできないとの判断について。

○審議内容・質問事項

【委員】

内容の調整は難しいと思う。協定とはどういうものか、どのように考えればいいのかということは住民に示していいと思っています。

【委員】

問題は調整ですが、これはあくまでも話し合いを調整するものです。両当事者の意見が合わない場合、市が住民側に立って住民側の意見を飲めと業者に言えるかということ、強制できないという点ははっきりしていると思います。市が調整の一環として、協議が進むように努力をお願いしたい程度のことは言うべきだと思いますが、あくまでも要請であり、強制力を持たないことは明白です。強制力を持たせるのであれば、それなりの規定を作る必要がありますが、強制力を持たせるのはまず難しいと思います。

私の意見としては、市の今の対応が最大限ではないでしょうか。概ね今の市の対応でよろしいですか。

②まちづくり協議会と事業者との間で協定書が締結されている状況で、協議会に属している一部自治会が、単独で事業者と協定の締結を希望している。協定締結の際に、まちづくり協議会の中で縷々話し合いがなされたことと思うので、まずは、まちづくり協議会の中で話をさせていただくことが適切ではないかと自治会の方にお伝えしている。なお、9月の市議会一般質問でも同様の質問があり、同じように答弁している。この事務局の判断について。

○審議内容・質問事項

【委員】

まちづくり協議会との協定書の締結が自治会の総意ではないです。このことについて話をしようと言っても、役員会にかけて頂けないという実態があると聞いています。こういう実態がまかり通るのはおかしいと住民が思っています。

【委員】

その自治会は、まちづくり協議会の中で、見直したい部分があるから新しい協定書を締結したいという提案ができないということですか。それともしていないか、応じてもらえないのですか。

【委員】

おそらく、その自治会はまちづくり協議会の中に入っていて、上の団体がイエスと言うのであれば、小さい構成団体は従わなければならない。こ

これは、ルール上問題はないようです。

【委員】

ルール上は問題だと思います。問題提起ができないということであれば大問題。問題提起したが多数で敗れる場合は、その理由によってはルール上問題になる可能性もある。

単独で協定を締結したいと自治会が申し出た時に、業者が応じるのであればそれでいいと思います。ただ、常識で考えたら応じないでしょう。拒否された場合、協議が成り立つでしょうか。私は、順番としてはまず、まちづくり協議会に申出て議論していただく必要があると思います。

一部自治会が新しく協定書を作りたいということは、今ある協定書の内容のここがいけない、ここを変えたいという意味統一はできていますか。意思統一ができていないのであれば、まず自治会の中で意思統一することが先決ではないでしょうか。意思統一されているということであれば、まちづくり協議会に問題提起する。そして、そもそも議論にならない場合にどうするかという問題が初めて起きると思います。十分反映されていないという一部の方の意見で、市が出ていくのはおかしい話だと思います。

【委員】

一自治会が協定を結んでほしいと言っても事業者は結ばないと思います。まちづくり協議会は上とか下とかではなく、きちんと話し合いをして頂かないといけないもの。そして、その中で意思統一されて初めてまちづくり協議会としての運用が成り立つと思います。結べるのであれば結んでいいと思いますが、今あるものを改善するのが一番いいと思います。

【委員】

まず、まちづくり協議会で議論するのが筋じゃないですかということですよと思います。

要するに、市が議会でご説明になっている説明を確認して、ここで了解したという理解でよろしいですか。

【委員】

はい。

2. 報告案件

議員提出議案「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」について

【事務局】

- ・令和4年3月17日に、議員提出議案として「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」が提出されたことを報告。
- ・神戸市の条例及び大阪府が府内の自治体向けに作成されているひな形を用いて条例案を作成されていることを説明。
- ・提出議員によると、飯塚市自然環境保全条例でも森林法でも、白旗山を

止められなかった。第2の白旗山を作らせないためにどうすればいいのか、という主旨で条例案を提出したと議会・委員会の場で説明していることを説明。

・この議案は、本年3月の市議会定例会において取り上げられ、所管委員会である協働環境委員会に付託され、委員の間で審議を行った後、最終的に市議会において提出議案の可否を判断していただくものであることを説明。

・執行部は、委員から資料要求等があった場合に、資料提出などの対応を図っているところであり、現在も継続して審議が行われている状況なので、今後の進捗につきましては、あらためて審議会にてご報告させていただきたいと説明。

○質問事項等

【委員】

メガソーラー等では、県の許可になるため市としては動けないということが多く、私たち市民としては、忸怩とした思いがありました。これを讀ませて頂いたところ、飯塚市が自ら許可を出すということがメインにあり、こういう条例が出来たら本当にいいのではと思いました。

【委員】

議論の前提として整理しなければならないと思いますが、県の許認可権だから市として意見を言えないという問題は、ソーラーかどうかではなく、開発行為についてです。それからもう一つ問題なのは、太陽光発電施設自体が被害を及ぼすのか、この施設を設置するための開発行為がずさんなために被害を出すのか。その区別はやっておくべきです。飯塚市で問題になっている事例は、施設が問題ではなくて、その施設を作るための開発行為が問題になると理解しています。そうすると開発行為自体は県が許認可権を持っているという前提で、新しい条例を作ることに意味があるのでしょうか。

もう一つは、このような問題は太陽光発電だけではなくありません。例えば風力発電の問題もあるだろうし、他の施設についても大規模な施設を作るという話があります。我々が持っている条例は、様々な開発行為全体に対応し得る。新しく出てきた条例では、太陽光発電だけに特化した結果、許認可権という縛りをかけた特定施設が、飯塚で問題になっている事例で制限できるかが疑問です。私はできないと思います。

要件を限定して許可しないことは可能です。要件が合理的であれば。神戸の条例は非常に合理的な要件になっていると思います。それをそのまま飯塚に持ってこられるかという、私の意見は持ってこられない。まして、この条例が一般的に許可できないと言える条例だと作った方が思っているのであれば、おそらく違法な条例として認められないのではないでしょう

か。

こういう場合に限って駄目だという条例はできる。こういう場合が合理的であれば。神戸の条例は合理的に作られていると思います。だからあれは違法じゃないと思います。私の個人的な意見は。それが飯塚に適用できるかという、適用できないのではないのでしょうか。条件が違うから。飯塚にかけられている条例は、その特定ができていないのではないのでしょうか。

【委員】

では、一度県の許可がでたらということになりますよね。

【委員】

なりません。動いていても止められます。問題点をきちんと提起すれば市民は止めることができると思います。できる前でも危険性を指摘できればできます。それは今の条例でもできる。問題点をきちんと指摘すれば。ただ、それを市がやれと言われると、それはできないでしょう。住民に代わって市がやるという条例ではありません。

神戸で不許可等の条例適用した例はありますか。

【事務局】

不許可というのは、今のところ分かりません。

【委員】

もし止めたという事例があればなぜ止めたのか。特定施設のどこに該当したのか、というのは確かめたいなという気がします。

【委員】

条例で止めることは難しいかと思います。この条例案は私はよくできている条例案だと思います。それと地域指定の指定。地域指定がしてあれば、白旗山のような災害危険個所でできないと書いてあるので、そういう意味では押さえられると思いますし、補償についても費用を積み立てておきなさいという部分で安心ではある。

【委員】

私も神戸市条例は見せて頂きましたが、とても良くできている条例だと思います。ただ、よくできているというのは、許可の要件が地域において適切に作ってあると理解したからです。黙ってその条文を持ってくればいいということにはならないでしょう。飯塚の地域に合わせた条件を付けなければならないと思います。

地域にあった判断がちゃんとできるというような条例は違法にならないように作るのは難しいだろうという一般的な感想です。今出ている条例案が大丈夫かといわれると疑問。もしこれで止められるのだとしたら違法になるのではと思うし、止められないのではという意見、これは私見です。

以上

<p>会 議 資 料</p>	
<p>公開・非公開の別</p>	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 4 人)</p>
<p>そ の 他</p>	